

令和元年 8 月 8 日

大阪市従業員労働組合環境事業支部長
北川 滋雄 様
大阪市職員労働組合環境局支部長
橋本 慎吾 様

環 境 局 長
青 野 親 裕

西部環境事業センター委託業者作業前確認作業及び環境事業センターへの
全日出張に伴う時差勤務の導入について

標題について、現行の勤務開始時刻より早い時刻からの従事が必要となる業務について、勤務時間の設定を工夫し、効率的な勤務時間に割り振り変更を行い、適切な勤務時間を設定したいと考えており、時差勤務の導入について、ご理解とご協力をお願いしたい。

記

1 時差勤務導入開始日

協議が整い次第速やかに導入したい。なお、導入期間の終期は設定せず、今後、変更及び廃止となるまで適用したい。

2 時差勤務実施内容

(1) 西部環境事業センター委託業者作業前確認作業

適用者：西部環境事業センター技能職員

勤務時間：午前 8 時 15 分から午後 4 時 45 分

休憩時間：午後 0 時 00 分から午後 0 時 45 分

報告等の運用については、早出勤務（アルコールチェック等）を行う技能統括主任または部門監理主任と同様とする。

(2) 環境事業センターへの全日出張

適用者：ルシアス庁舎全職種

ア) 勤務時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時

休憩時間：午後 0 時 00 分から午後 0 時 45 分

イ) 勤務時間：午前 8 時から午後 4 時 30 分
休憩時間：午後 0 時 00 分から午後 0 時 45 分

・時差勤務を行う場合は、実施日の 1 週間前までに、別紙様式により、職員課まで報告することとする。

環境事業センターへの全日出張に限るものとする。

【想定する終日行う業務】

- ・企画課運営改革担当による運営評価業務
- ・事業管理課及び家庭ごみ減量課における、委託契約切替り時の業者指導、確認業務
- ・職員課による安全衛生パトロール業務

3 その他

- ・運用等に不測の事態が生じた場合は、誠意をもって対応する。